

随意契約（相手方指定）調書

件名	不燃ごみ資源化業務委託	5200306
工（納）期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	推定総額 101,703,952円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社要興業  (法人番号：7013301003168)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複数単価契約	

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>不燃ごみ資源化業務委託</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名 称 株式会社要興業 所在地 東京都豊島区池袋二丁目14番8号 池袋エヌエスビル 代表者 代表取締役 木納 孝</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を行うために、区が収集した不燃ごみの資源化について委託するものである。                  主管課では、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、                  上記業者は、平成29年度の事業開始時に実施したプロポーザルにおいて、資源化実績等の評価項目で高評価を得て選定された。                  本件業務は、「23区での受託実績」と、搬入する処理施設が遠距離であると作業効率が低下することから「清掃リサイクル事務所から10km以内の処理施設を所有していること」の、2点が受託条件であるが、この2条件を満たす事業者は、現時点で2社のみである。                  主管課において、他1社に受託可否を確認したところ、受託体制の確保が困難との回答であったため、上記業者は本件業務を受託可能な唯一の事業者である。                  令和4年度契約について主管課で履行評価を行っているが、資源化率90%以上を維持しながら、適正かつ安定的に資源化を実施できており、履行状況は良好であったことから、今後も確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                  （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>